

## 平成 29 年度 事業計画書

項 目	細 目	推 進 事 項
1 暴力団追放のための広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団追放マニュアル・暴追画報等広報啓発資料の作成と府民、事業者への提供</li> <li>・ 行政機関、各種団体等との連携による広報啓発活動</li> <li>・ スマートフォン等を利用した、センター事業活動の広報の実施</li> <li>・ 暴追センター情報(Eメール)の積極的発信</li> <li>・ 「暴力団の資金源対策」に関する広報資料の作成、配布</li> </ul>
	(2) 「暴力団追放府民大会」の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域・職域団体等の暴力団排除関係機関及び府民等が幅広く参加する大会の実施</li> <li>・ 暴力追放運動功労団体(者)の積極的な表彰と顕彰</li> <li>・ 暴排気運を高めるための大会内容の充実</li> </ul>
	(3) 「暴力追放セミナー」の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者のニーズに応えるセミナーの開催</li> <li>・ 部外講師による講演会の実施</li> </ul>
2 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援事業	(1) 暴力相談への的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者の立場や心情に配慮した助言及び相談内容の警察への通報</li> <li>・ 弁護士による無料相談制度の普及と民暴弁護士との連携による適切な処理</li> <li>・ 相談委員の相談知識技能の向上</li> <li>・ 警察、他府県センターとの緊密な連携による情報の共有</li> <li>・ 行政機関の相談窓口との連携</li> <li>・ 相談業務に付随して行う情報の適正な提供</li> </ul>
	(2) 適格団体としての暴力団事務所使用差止支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「適格センター制度」の広報の実施</li> <li>・ 警察、民暴委員会との連携による、差止支援要請に対する的確な対応</li> <li>・ 適格センター訴訟に備えるための検討会の実施</li> </ul>
	(3) 警察及び大阪弁護士会民暴委員会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察、民暴委員会との意見・情報の交換及び警察への暴力相談事案の引継ぎの徹底</li> <li>・ 民暴研究会の共同開催</li> <li>・ 「訴訟支援制度」・「無料弁護士相談」の普及広報</li> </ul>

項 目	細 目	推 進 事 項
	(4) 「民事介入特別相談所」の効果的な開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「相談所開設」周知のための広報の実施</li> </ul>
	(5) 離脱及び就労支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「離脱者支援対策連絡会」の効果的運用</li> <li>・ 刑務所等矯正機関と連携した離脱指導</li> <li>・ 社会復帰アドバイザーとの連携</li> <li>・ 協賛企業の拡大と充実</li> <li>・ 離脱者に対する更生支援の普及・促進</li> </ul>
	(6) 暴力団犯罪被害者救済支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察、民暴委員会との連携による支援活動の強化</li> <li>・ 警察との連携による保護対策の迅速な支援</li> </ul>
3 暴力団排除活動への支援	(1) 地域暴排組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域暴排組織との連携による活動の活性化</li> <li>・ 暴力追放運動功労者等の積極的顕彰</li> </ul>
	(2) 職域暴排組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職域暴排協議会の活性化</li> <li>・ 企業、行政が開催する暴排研修会等への積極的支援</li> <li>・ 暴力追放運動功労企業・団体の積極的顕彰</li> </ul>
	(3) 少年に対する暴力団の影響を排除する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少年指導委員等に対する研修の実施</li> <li>・ 少年健全育成団体との活動連携</li> <li>・ 大阪府・大阪市青少年対策担当部局との連携</li> </ul>
	(4) 不当要求防止責任者講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「不当要求防止責任者選任」制度の周知のための広報</li> <li>・ 受講者(企業・団体の統括管理者及び個人経営者等)拡大のための広報と講習内容の充実</li> </ul>
	(5) 不当要求情報管理機関に対する援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助要請への的確な対応</li> <li>・ 積極的な情報の交換</li> </ul>
	(6) 暴力団に関する資料の収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報資料の多角的な収集</li> <li>・ データベースの効果的な活用</li> </ul>